

危険物を積載する車両の水底トンネル及びこれに類するトンネル
の通行の禁止又は制限の公示の一部を改正する公示

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構公示第 18 号

危険物を積載する車両の水底トンネル及びこれに類するトンネルの通行の禁止又は制限の公示（平成 22 年独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構公示第 12 号）の一部を次のように改正し、平成 29 年 12 月 16 日から適用する。

平成 29 年 12 月 15 日

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
理事長 勢山 廣直

記 3 危険物を積載する車両の通行を制限する当該危険物の表示、当該危険物を積載することができる車両の種類並びに当該危険物の容器包装、積載数量及び積載方法に関する要件
別表第 2 のとおり

「

【災害時の特例】

原則として災害対策基本法に基づく緊急災害対策本部または非常災害対策本部が設置されている場合に、被災した地方公共団体等からの災害応急対策に必要な燃料の供給要請に基づき道路管理者が特に通行を認めた場合は、水底トンネル及びこれに類するトンネルを通行しようとする車両（別表第 2 中「第四類・引火性液体」を積載する移動タンク貯蔵所（タンクローリー）に限る。）のうち、当該水底トンネル及びこれに類するトンネルの構造を保全し、又は水底トンネル及びこれに類するトンネルにおける交通の危険を防止するため、誘導車を当該車両の前後に配置するなど当該車両の通行の安全を確保するために必要であると道路管理者が認める措置が講じられているものについては、別表第 2 にかかわらず、通行することができることとする。

災害時の特例に該当する水底トンネル及びこれに類するトンネルの名称及び箇所は次表のとおりとする。

名称	箇所
恵那山トンネル （高速自動車国道中央自動車道西宮線）	長野県下伊那郡阿智村智里から岐阜県中津川市神坂字兼好屋敷まで
飛驒トンネル （高速自動車国道東海北陸自動車道）	岐阜県飛驒市河合町保字栗谷から岐阜県大野郡白川村大字荻町字上町山まで
袴腰トンネル （高速自動車国道東海北陸自動車道）	富山県南砺市上田外式拾六ヶ村入会地字山田郷又上から富山県南砺市漆谷字長表まで
肥後トンネル （高速自動車国道九州縦貫自動車道鹿児島線）	熊本県八代市坂本町鮎婦ほ字長谷から熊本県球磨郡山江村大字万江字水無まで
加久藤トンネル （高速自動車国道九州縦貫自動車道鹿児島線）	熊本県人吉市大畑麓町字上小川内から宮崎県えびの市大字東川北字寺園まで

」

を追加する。